

会 議 録 (1)

会 議 の 名 称	平成27年度(第1回)入間市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成27年8月11日(火) 午後2時00分開会・午後3時20分閉会
開 催 場 所	入間市役所 B棟 5階 全員協議会室
議 長 氏 名	松下庄一
出席委員(者)氏名	1号委員 齋藤大治、齊藤めぐみ、関口 徹、花島綾、 晝間達夫(会長代理) 2号委員 粕谷光由、北野亜紗美、澤田壽一、寺師良樹、 宮城公子 3号委員 永田雅良、橋本太郎、星野英一、松下庄一(会長)、 山畑雅廣 4号委員 赤間丈弘、寺山守夫、永木栄作
欠席委員(者)氏名	なし
説明者の職氏名	1 議事 (1) 平成26年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて 藤井主幹 (2) 平成27年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について 藤井主幹 (3) 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について ① 減免申請の申請期限及び個人番号への対応について 坂本主幹 ② 賦課限度額の改定について 坂本主幹 2 その他 (1) 報告事項 ① 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について 坂本主幹 ② 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について 宮元主幹 ③ 入間市国民健康保険に関する規則の一部を改正する規則について 村田主幹 ④ 番号法の施行に伴う関係規則の改正について 園田主幹 ⑤ 入間市国民健康保険高額療養費特別支給金支給規則の廃止について 村田主幹 ⑥ 入間市国民健康保険税条例の減免に係る事務取扱要領について 坂本主幹 ⑦ データヘルス計画の策定について 村田主幹 ⑧ 糖尿病性腎症重症化予防事業について 村田主幹 ⑨ ジェネリック医薬品の希望シールについて 村田主幹 ⑩ 生活習慣病予防キャンペーン(健康長寿のために生活

	<p>習慣を見直そう) 村田主幹</p> <p>① 医療費の増加抑制に係るPRについて 村田主幹</p> <p>(2) 事務連絡 次回会議予定について 村田主幹</p>
会議次第 (公開・非公開の別)	別紙「会議録(2)」のとおり(公開)
非公開理由	
傍聴者数	0人
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	<p>市長 田中龍夫</p> <p>市民部長 田雑弘章</p> <p>保険年金課長 晝間昭彦</p> <p>保険年金課主幹 村田雄一、藤井隆行、坂本満、園田智慈</p> <p>保険年金課副主幹 中山浩一</p> <p>収税課長 玉井栄治</p> <p>収税課主幹 豊泉兼一</p> <p>健康福祉課長 吉澤 隆</p> <p>健康福祉課主幹 宮元良知</p>
会議録作成方法	要点記録

会議録(2)

議事の概要(経過)・決定事項

司 会 次第により進行

- 1 開 会 司会 (省略)
- 2 委嘱状交付 田中市長 (省略)
- 3 会長あいさつ 松下会長 (省略)
- 4 市長あいさつ 田中市長 (省略)

～新任職員自己紹介～

5 議 事 (議長:会長)

- (1) 平成26年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて
 - ・ 事務局からの説明・質疑応答の後に全員了承
- (2) 平成27年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について
 - ・ 事務局からの説明の後に全員了承
- (3) 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - ① 減免申請の申請期限及び個人番号への対応について
 - ・ 事務局からの説明の後に全員了承
 - ② 賦課限度額の改定について
 - ・ 事務局からの説明の後に全員了承

6 そ の 他

(1) 報告事項

- ① 入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- ② 入間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- ③ 入間市国民健康保険に関する規則の一部を改正する規則について
- ④ 番号法の施行に伴う関係規則の改正について
- ⑤ 入間市国民健康保険高額療養費特別支給金支給規則の廃止について
- ⑥ 入間市国民健康保険税条例の減免に係る事務取扱要領について
- ⑦ データヘルス計画の策定について
- ⑧ 糖尿病性腎症重症化予防事業について
- ⑨ ジェネリック医薬品の希望シールについて
- ⑩ 生活習慣病予防キャンペーン(健康長寿のために生活習慣を見直そう)
- ⑪ 医療費の増加抑制に係るPRについて

(2) 事務連絡

次回会議予定について

7 閉 会 会長代理あいさつ(省略)

会 議 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容
<p>会 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>本日の協議会ですが、全委員が出席しています。それでは、会議を始めさせていただきますが、議事録署名委員は、1号委員から齋藤委員、4号委員から寺山委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議事(1)平成26年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明願います。</p> <p>事前にお配りしました資料に、差替えが生じまして申し訳ありませんでした。</p> <p>議事(1) 平成26年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについて、説明いたします。</p> <p>資料につきましては、資料1-(1)、(2)、(3)の3つになります。</p> <p>このうち、決算の概要、全体像につきましては資料1-(2)のグラフを用いた表、主な歳入歳出の内容につきましては資料1-(3)の決算報告書のとおりです。</p> <p>説明につきましては、資料1-(1)を基に説明いたします。</p> <p>1ページになります。</p> <p>表の中のピンク色に色付けしてあるものは、収税課所管の予算であります。水色につきましては、健康福祉課所管の予算であります。その他が保険年金課の予算となります。</p> <p>それでは、主な歳入について説明いたします。</p> <p>款1国民健康保険税は、決算見込額35億923万434円で、予算額35億9,501万6千円に対し97.61%の執行率となり、前年度対比では2,172万1,693円の増加となっています。</p> <p>なお、資料に記載はありませんが、収納率を申し上げますと、現年課税分については、92.48%と平成25年度の91.16%に対し、1.32ポイントの上昇となりました。滞納繰越分につきましても21.11%と平成25年度の17.45%に対し3.66ポイントの上昇となりました。</p> <p>次に、款3国庫支出金は、37億506万6,469円で、予算額34億3,093万6千円に対し107.99%の執行率となり、前年度対比では2億3,081万5,741円の増加となりました。</p> <p>このうち、項2国庫補助金 目1調整交付金は、予算額に対して、2億4,285万6千円、前年度対比でも、2億5,400万4千円と大幅な増加となっています。</p> <p>増加の主な要因は、普通調整交付金が、算出に必要な国が示す係数の変更等により前年度対比で1億2,626万1千円の増加となりましたことと、特別調整交付金で、平成25年度は獲得できませんでした。経営姿勢良好とし評価されます、いわゆる特特分1億300万円を獲得できたことによるものです。</p> <p>款4療養給付費等交付金は、7億2,031万円で、前年度対比5,068万5,000円の減少となりました。</p>

退職被保険者等の医療費に係る交付金として社会保険診療報酬支払基金から受け入れたもので、減少の主な要因は、交付対象である退職被保険者等の医療費が減少したことによるものです。

款5前期高齢者交付金は46億3,779万5,323円で、前年度対比1億3,078万7,757円の増加となりました。

65歳以上の前期高齢者の偏在による各医療保険者の負担の不均衡から、医療保険者間の財政調整を図るために社会保険診療報酬支払基金から交付されたもので、増加の要因は、前期高齢者の医療費が増加したことによるものです。

款6県支出金は、9億7,632万5,336円で、予算額8億9,883万6千円に対し108.62%の執行率となり、前年度対比4,358万9,721円の増加となりました。

増加した主な要因は、項2県補助金 目2調整交付金の増加で、増加の大きい普通調整交付金は、算定の基礎となる平成25年度の療養給付費等負担金が平成24年度より増加したため、それに比例して増加したものです。

款7共同事業交付金は、20億4,702万5,511円で、前年度対比1億816万1,075円の減少となりました。

これは、保険税の平準化、財政の安定化を図るため、国民健康保険団体連合会から交付されるもので、交付額が減少した要因は、交付対象金額に対する連合会からの決定額が減少したことによるものです。

款9繰入金は、17億5,000万円で、このうち法定繰入金が3億5,938万3,703円、法定外繰入金が13億9,061万6,297円となっています。

款10繰越金は、3億1,412万146円で、平成25年度からの繰越金です。

これらを合わせた歳入総額は、177億1,705万4,043円となりました。

続きまして、主な歳出について説明いたします。

2ページをご覧ください。

款2保険給付費は、決算見込額111億1,841万6,188円で、歳出全体の65.07%を占めています。医療費の保険者負担分などの支出になりますが、予算額114億1,445万7千円に対し97.41%の執行率となり、2億9,604万812円の予算残額となりました。また、前年度対比は、7,637万2,039円の減少となり、平成20年度以降毎年2.2%から7.8%の伸び率で増加してきましたが、平成26年度に初めて減少しました。

減少した主な要因は、平成25年度平均被保険者数が45,538人に対し平成26年度は、44,651人と887人も減少したことによるものです。

款3後期高齢者支援金等は、24億4,152万7,363円で、前年度対比1,541万990円の増加となりました。

これは後期高齢者医療制度への拠出金として、社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、増加の主な要因は、支払基金から示される、加入

者一人当たりの負担額の増加によるものです。

款6介護納付金は、10億759万9,176円で、前年度対比1,736万503円の増加となりました。

これは、介護保険制度への納付金として、社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、増加の主な要因は、支払基金から示される、第2号被保険者一人当たりの負担額の増加によるものです。

款7共同事業拠出金は、20億8,972万8,849円で、前年度対比360万3,994円の減少となりました。

これは、歳入の款7共同事業交付金に対する拠出金で、減少の主な要因は、対象となる医療費のうち1件80万円を超える医療費が県全体で減少したことによるものです。

款8保健事業費は、2億448万8,976円は、予算額2億3,651万1千円に対し86.46%の執行率となり、前年度対比は、1,605万5,267円の増加となりました。

このうち、項1特定健康診査等事業費は、1億1,797万3,996円で、前年度対比1,250万8,578円の増加となりました。増加の主な要因は、特定健康診査の受診者が増加したことによるものです。

項2保健事業費は8,651万4,980円ですが、被保険者の健康増進を目的とする医療費・ジェネリック医薬品利用差額通知の発送など、健康意識向上のための啓発活動等を行い、増加傾向にある医療費の抑制を図るための事業を実施いたしました。また、この中には平成26年度より、入間地区医師会様のご協力をいただき、県内でいち早く実施しました糖尿病性腎症重症化予防事業が含まれております。

款11諸支出金1億5,554万6,488円は、平成25年度の国庫支出金等の確定に伴う返還金などです。

これらを合わせた歳出総額は170億8,743万7,316円になります。

決算見込みの総括になりますが、1ページに戻りまして、下段に記載しています黄色に色付けしているところになりますが、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支では、6億2,961万6,727円の黒字となり、平成26年度の形式収支額3億1,412万146円と比べ、額で3億1,549万6,581円、率で200.44%と約2倍の黒字となりました。

この形式収支額から昨年度の形式収支額、3億1,412万146円を差し引いた単年度収支額でも、3億1,549万6,581円の黒字となりましたが、法定外繰入金でありますその他一般会計繰入金13億9,061万6,297円を差し引き、基金積立金300万円を加えた実質単年度収支では、依然10億7,211万9,716円の赤字となっており、国保の運営は大変厳しい状況であるといえます。

決算見込みについての説明につきましては以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

今、事務局の方から説明がございました。

みなさまの方から、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

会 長

市長 事務局	先ほど説明のあった特別調整交付金の特特分の内容を説明してください。どういう内容の、どういうものなのか。
	特特分というのは、国の特別調整交付金になります。この交付金を獲得するには、県の推薦が必要となります。県の推薦基準は、10項目あります。例えば、特定健診の受診率の向上、収納率の向上、レセプト点検の効果率の向上、どのような保健事業を行ったかなどです。そして、10項目のうち6項目以上が該当し、県のヒアリングを受けた結果、推薦されるかが決まります。平成26年度は、県内21市町村が推薦を受けました。入間市が推薦を受け、国から評価を受けた主な点は、保健事業、収納の努力が大きく評価され、1億3百万円という交付金を獲得することができました。平成25年度は、県の推薦項目を5つしか達成できず、交付金はありませんでしたが、平成24年度にも8千6百万円を獲得しています。
市長 事務局 会長 事務局	該当する事業を行っている、奨励金としてお金がもらえるということですね。 そういうことになります。 みなさんの努力の成果として、出たお金だということですね。 そのとおりです。けんこう大使の使用なども評価の対象となります。その名札も対象となるのでしょうか。 はい。ジェネリック医薬品の使用促進について、名札に記載してPRしています。
会長	ありがとうございました。 今、事務局の方から説明がございました。 みなさまの方から、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。 もし、無ければ、議事(1)平成26年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについては、ご了承いただけますでしょうか。
全委員長	異議なし。 では、議事(1)平成26年度入間市国民健康保険特別会計決算見込みについては、原案のとおり了承したということでございます。 ありがとうございました。
事務局	では、次に、議事(2)平成27年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)についてを議題といたします。 事務局、説明願います。 平成27年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について、ご説明いたします。 資料につきましては、資料2になります。 資料の中に緑色で色付けしてあるものが今回補正するものとなります。 まず、合計欄をご覧ください。今回の補正予算は、歳入歳出当初予算額197億3,680万3千円に、それぞれ3億6,280万5千円を追加し、補正後の予算総額を200億9,960万8千円とするものです。 それでは、歳入の主な補正内容について説明いたします。 款5前期高齢者交付金2億6,680万9千円の減額は、社会保険診

会 長	<p>療報酬支払基金からの交付金額確定通知に基づき計上するものです。</p> <p>次に、款10繰越金の6億2,961万5千円の増額については、平成26年度決算の形式収支の黒字額、6億2,961万6,727円を計上するものです。</p> <p>歳入の説明につきましては以上です。</p> <p>続きまして、歳出の主な補正内容について説明いたします。</p> <p>款3後期高齢者支援金等9,851万6千円の減額、款4前期高齢者納付金等10万1千円の増額、款5老人保健拠出金9千円の減額、款6介護納付金5,909万7千円の減額については、それぞれ、社会保険診療報酬支払基金からの金額の確定通知に基づき計上するものです。</p> <p>款9基金積立金2億4,662万1千円の増額については、保険給付費支払金に不足が生じる場合に備え、保険給付費支払基金に積立を行うものです。</p> <p>額の積算にあたっては、埼玉県内入間市を除く39市の平成26年度末の基金保有状況を参考としました。</p> <p>款11諸支出金 項1償還金及び還付加算金 目3償還金の1億5,643万4千円の増額については、平成26年度分の国への療養給付費等負担金超過交付額の返還金、社会保険診療報酬支払基金への退職者医療療養給付費交付金超過交付額の返還金などについて計上したものです。</p> <p>項2繰出金 目1一般会計繰出金1億2,000万円の増額については、平成26年度からの繰越金6億2,961万6,727円のうち、社会保険診療報酬支払基金への支援金額、拠出金等の確定による補正額、過年度償還金、基金積立金など必要額を差し引いた額を一般会計へ繰り出すものです。</p> <p>補正予算(第1号)(案)の説明につきましては以上となります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただ今、事務局の方から説明がございました。</p> <p>みなさまの方から、ご質疑等ございますでしょうか。</p> <p>無ければ、議事(2)平成27年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)については、ご了承いただいてよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、議事(2)平成27年度入間市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)については、原案のとおり了承いただいたということで、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、次に、議事(3)入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、①減免申請の申請期限及び個人番号への対応について、②賦課限度額の改定についてを議題といたします。</p> <p>事務局、説明願います。</p> <p>議事(3)入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について(案)について説明いたします。</p> <p>始めに、資料3、資料3-追 新旧対象表を併せてご覧下さい。</p>
全 委 員 会 長	
事 務 局	

①減免申請の申請期限及び個人番号への対応についてですが、これは、国民健康保険税の減免申請期限を改める条例改正及び減免申請書の記載事項に個人番号を加える条例改正を、9月議会に提案するものです。

まず、減免申請の申請期限についてですが、総務省より市民税等の減免申請期限が見直され、各市町村の実情を踏まえて規定することの通知がありました。これを受け、市民税の申請期限が改正されることから、入間市国民健康保険税条例においても、同様の規定を設けているため、表のとおり、現行の「納期限前7日」から、「納期限」までに改めるものです。

これにより、減免申請の期間が延長され、申請者の利便性の向上が図られるものと考えています。

次に、個人番号への対応についてですが、番号法の施行に伴いまして、表のとおり、減免申請書の記載事項を定める規定について、現行の「氏名及び住所」に、「個人番号」を追加する改正です。

これは、平成28年1月1日から施行となる個人番号の運用に伴う改正であります。

また、併せて、条文の整備として、「納付義務者」を「納税義務者」へ改めるものです。

なお、条例改正の条文につきましては、資料3-追 新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案となっております。下線を引いた部分が改正内容となります。

施行日につきましては、減免申請の申請期限及び条文の整備の改正につきましては、公布の日から、減免申請書の記載事項に個人番号を加える改正については、平成28年1月1日からの施行となります。

続きまして、②賦課限度額の改定について説明いたします。

資料4をご覧ください。

これは、地方税法施行令の一部改正が平成27年4月1日に施行され、そのなかで、法定限度額が改定されました。このため、現在の賦課限度額を法定限度額まで引上げる条例改正を12月議会へ提案するものです。

平成28年度からの適用としますので、今年度中に条例改正が必要となり、今回の運営協議会にお諮りし、12月議会へ提案するものです。

なお、昨年に、この協議会の税率改定の答申で付帯意見として、賦課限度額については、法令改正に合わせて改定されたいとの答申を受けております。

改定内容については、表のとおり、医療給付費分は1万円の引上げ、後期高齢者支援金等分も1万円の引上げ、介護納付金分は2万円の引上げとなり、合わせて81万円から85万円とし、4万円の引上げとなる改定を行います。

限度額を引き上げた場合の影響については、平成27年6月5日現在のデータで試算しました、「1世帯数と被保険者数の比較表」をご覧ください。改定により、限度額世帯、被保険者数は、表のとおり、減少となります。

次に、「2 税額の比較」については、4万円限度額を引上げることによ

会 長

全 委 員
会 長

り、約1千100万円、賦課額が増加する見込みです。

・ 以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ただ今、事務局の方から説明がございました。

みなさまの方から、ご質疑等ございますでしょうか。

無ければ、議事(3)入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての、①減免申請の申請期限及び個人番号への対応について、②賦課限度額の改定については、ご了承いただいてよろしいでしょうか。

異議なし。

ありがとうございます。

では、議事(3)入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての、①減免申請の申請期限及び個人番号への対応について、②賦課限度額の改定については、原案のとおり了承いただいたということで、ご了解いただきたいと思います。

ありがとうございます。

以上で、議事を終了いたしましたので、議長の任を解かさせていただきます。たいへんありがとうございました。

以上

議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成27年 9月11日

会 長

松 下 庄 一

指名委員

齋 藤 大 治

指名委員

寺 山 奇 夫